

# 令和7年度 第2回 阪南市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

## ●開催日時

令和7年12月17日(水) 午後2時00分～3時00分

## ●開催場所

阪南市教育支援センター 会議室

## ●出席者

【委員】(会長、50音順)

<会長>

石原 慎 阪南市教育委員会事務局 学校教育課長

<委員>

高木 哲也 阪南市立小学校長代表 桃の木台小学校長

中山 美和 大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV

西井 裕也 泉南警察署生活安全課 少年係長

濱井 英洋 阪南市立中学校長代表 飯の峯中学校長

【事務局】

田中 昌頼 阪南市教育委員会事務局 学校教育課

両口 通寛 阪南市教育委員会事務局 学校教育課

## ●欠席者 工藤委員、神木委員、戸崎委員

## ●傍聴者：0名

## ●次第

1. 開会

2. 会長選出

3. 会長あいさつ

4. 議題

(1) 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
結果より、いじめの状況について

(2) この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について

(3) 対応が困難化、複雑化しているいじめ事案、またはその特徴について

(4) 関係機関との連携が効果的だと考えるいじめ事案等について

(5) その他

## 5. 閉会

### 次第1. 開会

事務局

皆さま、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第2回 阪南市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の進行につきましては、お手元の次第に基づき、そこにお示している流れで進めてまいりたいと存じます。

### 次第2. 会長選出

事務局

続いて、本会の会長につきましては、阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出となっております。今回の委嘱期間は、まだ会長が決定しておりません。どなたか会長を務めていただける方はいらっしゃいませんか。また、どなたか推薦はありませんでしょうか。

委員

学校と関係諸機関の間に入り、調整を図っていただいたり、いじめ問題について各校の状況等を把握している学校教育課の所属長である石原課長にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ただ今、委員より意見をいただきました、学校教育課 石原課長に会長を依頼するというところでよろしいでしょうか。

<異議なし>

事務局

では、この委嘱期間における本会会長については、学校教育課 石原課長に会長を務めていただきます。よろしく申し上げます。では、石原会長よりご挨拶をお願いします。

### 次第3. 会長あいさつ

会長

これからもどうぞよろしくお願いいたします。これまでのいじめ問題対策連絡協議会においても、関係機関のみなさまからいただいたご意見から、学校が参考とさせていただく部分をピックアップし、小中学校の生徒指導担当者や管理職へその都度伝えております。

また、本協議会の会議録は、ホームページにて公開するとともに、教育委員会会議でも報告し、意見をいただいています。いじめについては、教育委員のみな

さまの関心も大きく、本会の内容について質問等が出ることがあります。どうしても、学校現場が中心となるような話題、話の流れとなってしまいますが、学校だけでは対応が難しい事案や文科省や大阪府教育庁から、関係諸機関と適切に連携をとって対応するよう言われておりますので、本会で協議して、いじめに適切に対応できるようご協力いただければと存じます。

短時間ではありますが、よろしく申し上げます。

事務局 会長、ありがとうございました。本日の欠席委員は、3名であり、本日は、全8名の委員のうち5名の出席をいただいています。出席者は過半数に達しているため、本会は定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

#### 次第4.

##### 議題1 問行調査結果より、いじめの状況について

会長 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議題ひとつめは、10月に文科省より発表があった、令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果より、いじめの状況についてになります。

まず、事務局より説明をお願いします。

事務局 10月末に発表された、令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等結果について、本会に大きく関わるいじめの部分を取りあげ、お配りした資料をもとに簡単にご説明いたします。

いじめの認知件数については、全国、大阪府ともに増加しております。いじめの認知は、解消すること、重大事態にさせないことが重要です。認知件数が増加することについて、国の見解では、児童生徒に対する見取りが精緻化したことが要因として挙げられています。(2)では、いじめ認知の中で、警察に相談・通報した件数を示しております。全国的にみて、警察と連携した対応は増加しております。阪南市でも、泉南警察署と連携して対応したケースは増えており、今後も連携して対応していければと思っています。

次にいじめの解消率についてです。資料に示した数値は、令和6年度末時点のものです。解消率は、小学校では3.2%、中学校では0.4%低下しております。いじめ解消率低下の要因として、3学期のいじめの増加と解消が困難なケースの増加が挙げられます。そのため、早期に専門家と連携した対応が必要であると考えられます。

さらに、資料には載せていませんが、いじめの様態で最も多いのは、「冷やかし・悪口」です。そして、割合が最も増加したのは「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」でした。こうしたことは、普段の子どもたちの様

子を見ていて、一見じゃれ合っているように見えるかもしれないものです。見てい  
るだけでは気づきにくいことですので、声をかけて確認する必要があります。

はじめにもお話ししましたが、いじめの認知は解消すること、重大事態にさせな  
いことが重要です。子どもたちが安心して過ごすことができるように、今後も学校  
と関係機関で連携して対応していきたいと思っております。

会 長 ただいま、事務局より、令和6年度の文科省の調査について説明がありまし  
たが、資料に沿ってお話ができればと思います。まず、資料1の大きな1番の  
（1）認知件数です。市のいじめ認知件数も増加していますが、先生方が適  
切かつ積極的に認知されていると思っています。先生方のアンテナの感度を保  
つために、学校ではどのようなことをされていますでしょうか。

委 員 いじめに対する意識は常に高く保てるよう、日ごろから先生たちへ声をかけ、職  
員会議等で確認しています。担任が、クラスの児童と多くの時間関わってしま  
すが、担任以外の教員が関わることももちろんあるため、気づいたことを共有し  
やすいよう、職員室の座席についても考えています。また、いじめのアンケートに  
ついては、年間2回から3回へ増やし、いじめを把握するための機会を増やして  
います。

委 員 1小1中の校区であり、ほとんどの子が同じ小学校から来ているのでお互い  
のことをよく知っていると思う反面、気心が知れているはずなのに関わり方が気  
になる生徒もいます。その関わり、話し方や接し方が、当事者の生徒間では普通  
になってしまっていることが心配です。例えば、失敗を笑う。その子の癖などをい  
じる等。当たり前のやり取りではなく、「そのやり取りはおかしいよ、正しくないよ。」と  
その都度言える教員になるよう、先生方へは話をしています。

SNSでのいじめは、塾などの習いごとが発端ということもあります。所属の違  
う学校の生徒とのトラブルもあり、学校では掴みづらいものもあります。

会 長 小中学校での違いはありますか。

委 員 中学校では、教科ごとに複数の教員が関わっているため、多くの先生が一つ  
ひとつの学級に関わり、見守れているので、気づくことは多いと感じます。ただ、  
先生によって、指導のタイミングや厳しさに差異があってはならないと思ってい  
ます。このような事案であれば、こんな指導をしていきましょう。すぐに他の教員と共  
有しましょう。という短時間の研修を行い、アンテナの高さだけでなく、気づいた  
時にどう動くかや組織として報告・連絡・相談の徹底について、これからも共通  
理解していきたい。

- 会長 では、資料 1 を再度見ていただけますでしょうか。大きな 1 番の（２）いじめにおける警察との連携についてですが、本市において、中学校では少し相談しているものがございます。ただし、暴力を伴ういじめ、つまり、暴力行為を兼ねているものが多いです。小学校ではなかなか警察へ相談・通報して解決を図るケースがほとんどありません。小学校や中学校で、どのようないじめ事案について、警察署へ相談すると解決しやすいと思われますか。
- 委員 聴き取りや指導は教員が行っていきませんが、意見の食い違いがあり、事実が認定できない、または、物がなくなった、盗られたかもしれないという場合は難しい場合がよくあります。さらに、だれがやったのかはっきりさせて欲しいという要求があります。そういった際に、相談したいと考えています。
- 委員 やはり暴力を伴うもの、被害届を出すようなものは必ず連携したいです。他には、非常に悪質だと感じるものや命に関わるものは必ず相談したいと思っています。人にやらせるといったいじめもあるため、いじめやそれに伴う連鎖があれば、ぜひ相談したいと考えています。
- 会長 ありがとうございます。では、ただいま学校が警察署と連携したいと考えるケースについて意見を聞きましたが、警察の立場からはいかがでしょう。
- 委員 令和 6 年度の小学校の認知件数は、かなりの件数があるにも関わらず、警察署へ相談がなかったのは、おそらく相談したいと思ったケースは何件かあったと思いますが、相談しづらかったのだと想像します。電話してもらうことでもよいし、経験豊富なスクールサポーターが各校を巡回しているので、その時に相談してもらえたらと思っています。そして、SNS が絡むいじめは、大きな事案になる可能性があり、また、証拠・履歴が消される、消えることがあるので、なるべく早く、積極的に相談すべき事案ではないかと考えています。
- 会長 ありがとうございます。文科省からは、いじめへの対応について、所轄警察署さんやサポセンさんとの連携を進めるよう言われるようになって久しいですが、小学校ではなかなか進んでいない状況です。警察との連携についてどのような点が難しい点なのでしょう。スクールソーシャルワーカーが感じる、いじめ事案で学校が関係機関と連携する難しさについてご意見をいただけますでしょうか。
- 委員 急を要するような事案であれば相談するかもしれませんが、学校は、被害者支援と加害者への指導という 2 面の行わなければいけないことがあります。警察との連携で言えば、被害者支援の面では連携しやすいでしょうが、加害者への

指導の面で連携することは、どのタイミングでということが難しいのだろうと思いますし、連携する目的、つまり、警察へ相談してどのような終着点ゴールをめざすのかをはっきり持って警察へ相談していくことが、慌ただしく動いている学校では難しい状況があるのかもしれない。

同じようないじめを繰り返さない、再発防止という視点でスクールソーシャルワーカーとしては考えていて、被害側はもちろん、加害側の保護者とワーカーが話す機会があれば、警察署との連携を助言することもあるが、そこまでは思っていないと断られることもある。

会 長 保護者との関係があるため、学校が相談しにくいということもあるかと思います。ありがとうございます。では、資料に戻っていただいて、1の(3)、いじめの解消についてです。他の議題もございますので、ここでは、事務局より解消の定義と市全体に関わって、情報はありますか。

事 務 局 ご存知だと思いますが、確認のため「いじめの解消」についてお話しします。「いじめと認定された行為が止んでいる状態が、めやすとして3ヶ月程度続き、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」状態（文部科学省の指針）をさします。ポイントは2点です。ひとつは、その行為がなくなること。そして、被害児童生徒が、苦痛を感じていないことが一定期間続いていることです。

いじめの解消は、各校にあるいじめ対策組織によって、判断する必要があります。学校によっては、定期的ないじめ対策組織の会議等において、いじめを認定したケースについて、3か月前の事案の今の状況を月例報告などを使用してシステムティックに確認しており、見守りが甘いものは指摘し合い、本人から直接確認できた3か月たった事案については、そこで解消としているとのこと。別の学校では、いじめの認知以降に実施するいじめアンケートと個人面談で、担任等が直接被害児童生徒に聴き取っていると聞きました。この場合は、校内組織で共有する際に、3ヶ月以上経っているのかの確認が必要ですが、個人面談では、対面で直接話せますし、定期的に行っていますので、抜けがなくよい方法だと思います。以上です。

会 長 議題1について、他に何かご意見や質問はないでしょうか。ないようですので、ただ今、事務局よりいじめの解消について説明と紹介がありましたが、ぜひ参考にさせていただければと思います。

## 議題2 この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について

会 長 続いて、議題2へ移ります。この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について、個人情報の中にもありますので、共有できる範囲での情報共有

ができればと思っています。前回のいじめ問題対策連絡協議会から本日までの間でどのような事案がありましたでしょうか。中学校では、何かございますでしょうか。

委員 いじられやすい子について、やはり気になってますし、被害生徒として何度も名前が挙がってくることも心配です。中学校ともなると、人間関係が固定されていることが多くあるので、早期に対応していかなければならないと考えています。

会長 ありがとうございます。では、2学期で、スクールソーシャルワーカーへ学校から相談のあった事案の中で、印象的な、記憶に残っているというものはありますか。

委員 スーパーバイザーという立場になったので、学校の先生方から直接相談されることは減っていますが、学校勤務のSSWから相談をもらうケースでは、事案が多様化していると感じています。そして、先生方がそれぞれの対応で疲弊していて、SSWがアドバイスをしても、先生方の身体・精神的な余力が残っていないくらい疲れてしまっている事案があると聞いています。子どもも保護者も、学校がどれだけ伝えてもわかってもらえないと、おとなも非常に疲弊してきます。

会長 教職員からスクールソーシャルワーカーさんへ相談があったとしたら、どのようにエンパワーしていきたいと考えておられますか。

委員 先生方が、どの部分に最もしんどいと感じているのか、負担がありそうなのかを把握し、先生方ができること、今この状態でできることを助言したいと思っています。いいアイデアがあっても、今のこの先生の状態なら難しいということがあり、できないことを助言しても、その助言自体が苦しいものになってしまえば意味がありませんので、違う先生や管理職へ助言するようにします

会長 どの学校でも、保護者とのやり取りで疲弊することはあると思っています。学校として、教職員をどうサポートしていますでしょうか。

委員 始めは、担任が保護者からの話を受けますので、担任が対応します。対応が長引く、つまり、うまく解決に向かえていない場合、長期間になると負担が重なるという面がある一方で、その先生が対応を続けることで解決に向かいづらい場合もあるので、だれが対応するのかをケース会議等で考えて役割分担をして、負担軽減とよりよい解決をめざして取り組むことをしています。

会 長	ありがとうございます。では、いじめに限らず、中学生以下の暴力行為や非行、触法行為について、最近の泉南署管内、府内の様子はいかがでしょう。
委 員	泉南署管内においては、対教師暴力が生起し、警察も関わっています。対教師暴力で、以前は拘束するケースもありましたが、今はそこまではなく、注意・指導して終わっています。触法行為については、自動車への投石、BB 弾で撃つなどしてガラスを割るというケースがありました。また、いたずらで 1 1 0 番するということがあります。例年よりも特に多いということはありませんが、近隣市町も含めて、同様のケースが起きており、対策を考えています。特に中学生の事案が多く、小学校では高学年の子に対して時々対応するという程度です。
会 長	ありがとうございます。2 学期は学校行事が多く、それぞれの行事で子どもたちが活躍でき、自己肯定感が向上したり、クラスや学年で活動することで集団づくりも進むと思われませんが、行事のある期間とそうではない期間で、いじめに変化等はありませんでしょうか。小学校ではどうでしょう。
委 員	行事のある時、ない時でいじめ認知件数が変わるかという大きな変化はないですが、子どもたちの様子はやはり違います。行事が近いと子どもたちはいきいきし、教員は慌ただしい。という風景が見られますので、より一層、気になることがあった際には、教職員間で共有・相談して対応するよう声をかけています。 集団づくりの面では、4、5 月の人間関係が不安定でいじめ認知件数が多いことがわかってきましたので、その時期の取組、注意深い見守りが大切だと感じていますので、来年度に向けて先生方へ伝えていきたいと考えています。
会 長	ありがとうございます。行事をうまく活用して、子どもたちの集団づくりがうまくいっているかどうかのバロメーターとして、いじめ認知件数を取りあげて、学級の状態を見取るともよい手立てかもしれませんので、終礼などの少しの時間でできる取組を工夫していただけたらと思います。

### 議題 3 対応が困難化、複雑化しているいじめ事案、またはその特徴について

会 長	それでは、議題の 3 に移ります。いじめにはさまざまな特徴がありますが、やはり気になるのは、同じ子が被害にあっているケースだと思います。加害の児童生徒が別で、内容も関連性がなくても、なぜか同じ子がされているというケースがあると思いますが、そういったケースは議題 3 の内容に当てはまると思うのですが、スクールソーシャルワーカーにご意見を伺ってもよろしいでしょうか。
委 員	色々なシチュエーションがあると思いますが、例えば、一つの例として、学級が騒

がしい状況で、多くの子が小さなストレスを感じていて、クラスの中の立場の弱い子、言われやすい子がターゲットとなってしまうようなケースはあると考えます。また、リーダータイプの子がひとりの子に対して嫌なこと、強く当たっていたりすると周りの子もなぜか自分もやってもいいと勘違いして、同調というのか、嫌なことや強く当たたることをしてしまうといったことが起こり得るので、心配です。

違いを理解できないことやコミュニケーション不足で誤解が生じてしまうことはどの学校でもありますし、1人と1人のちよつとしたいざこざが、それぞれの仲の良いグループ同士がいがみ合ってしまうという大きなトラブルにつながるケースもあります。クラスの中の子どもたちの構造、だれがだれと仲が良い、うまくいっていない等を把握して、複数の人が見て分析し、トラブルになる前に、学級全体でつながり合える取組を進めていけるよう、自分も助言できたらと思っています。

会長 ありがとうございます。やはり同じ子が被害に遭うことはとても気になりますし、学校としてはアンテナを高くして見守らないといけないと思いますが、同時に、いろいろな子がいること、考えや見ためなど、それぞれの違いを認め合う人権的な取組も実施して子どもたちの心を耕す必要がありますが、学校での取組を教えてください。

委員 生徒間のトラブルやいじめの報告を受けていて感じるのは、そのトラブルや行為を近くで見えていたとして、注意したり、止めたりする子がいないということが課題だということです。もちろん、自分が標的にされるのは嫌なので、勇気があることだと思っていますが、コミュニケーション力の低下もあるのではないかと考えています。先ほど話した、一方は軽いいじりと思って言ったり、接したりすることを、第3者的な立場の子から注意したり、止めたりするためには、コミュニケーション力が必要です。どうやっていいのかわからないということも理由の一つなのではないかと思っています。

そのため、生徒間で解決することではなく、ほぼ全て教員が介入しています。自分たちで話し合っ解決していこうとする。そういう子どもたちを育てること、仲間づくりをしていくことが教員の担うことではないかと思っています。中学生という学齢のため、身体的な距離は離れて当然ですが、心の距離は適切な距離を保って、生徒と信頼関係をつくっていくこと。それができる先生はもちろんいるので、その先生をモデルとして、先生方自身が生徒との日々の関わりの中でコミュニケーション力を高め、生徒の見本となって欲しいと思っています。

委員 人権教育の取組では、多様性を認めるための学習を進めています。多様な生き方、考え方を知るところから始め、当事者と出会って聴き取ることもしてきました。トランスジェンダーの方を講師に迎えて講話を聴き、その方の生き方・考え方に触れ、このような人がいる、他にもいろいろな人がいる。そして、その生き方や考

え方は、否定されるものではないんだということをはっきりとでなくても、ぼんやりと知って欲しいと思い、学ぶ場を設定してきました。そして、子どもたちから「だれでもトイレ」について意見が出たため、学校として、身体的な性別、障がいの有無等とは関係なく、だれが使ってもよいトイレと位置付けたトイレを一ヶ所設けました。

会長 警察官のみなさんは、警察学校を出られていると思うのですが、学校違いですが、警察学校では、例えば、地域の方たちと関わる警察官として、多様性のことなど、どんなことを学ばれますか。可能な範囲で教えていただけますか。

委員 私が警察学校にいた頃と今とは、大きく違うと思いますが、警察学校でも多様性について考えることや人種、障がい等の多様性を知る時間をとるようにしていると聞いています。警察学校だけでなく、警察署でもそういった多様性について教養を受ける機会があります。警察官の言動が、事件の捜査に直結してくることがあるため、日々多様性に関心を持って、個人でも学んでいくよう言われています。

会長 ありがとうございます。貴重なお話をお聞きできました。阪南市では、子どもの数は減っていますが、外国にルーツのある子、外国籍の子が増えており、文化や考え方も多様であることを子どもたちは生活の中でも学んでいます。さらに、目に見えにくい障がいや家族の形、本当にさまざまな背景やアイデンティティを持つ子どもたちも増えています。このような多様な背景を持つ児童生徒が関わる事案で、相談があった際には、どのようなことを意識して関わったり、助言されたりされていますでしょうか。

委員 学校の中にいろいろな国籍の子がいるようになっており、文化や感じ方の違いがあります。これが正解ということはないと意識して、対話の中で互いの考えを伝えて、知って解決を図っていきたくと考えていますが、実際問題として言葉の壁もあります。通訳に間に入ってもらうこともありますが、微妙なニュアンスや意図は表面上の言葉だけでは伝わりづらいこともあるので非常に難しいと感じています。

会長 ありがとうございます。偶然ですが、本日参加していただいている委員の学校では、日本語指導が必要な児童生徒が在籍しておりますが、その子たちへの支援で工夫していることなどはありますか。いかがでしょうか。

委員 本校にも日本語指導が必要な児童がいます。まず、言葉は通じないがコミュニケーションを取ろうとすること、接していくことを全教員が意識しています。また、通訳に様々な助言をもらい、子どもたち同士がコミュニケーションを取れるよう、タブレット端末の翻訳機能を活用して、同じグループの子たちが時間をかけて話すことを

頑張っている姿が見られます。

委員 本校にも日本語指導が必要である生徒がいます。保護者の就労の関係で渡日しており、本人にとっては辛いこともあるでしょうが、非常に頑張っていると思います。授業で関わっている教員や通訳の方から聞いた話では、数学や英語の授業ではよく理解できていますが、やはり、国語や社会の学習、教科書の日本語、学習で使われる言葉が難しいようです。そして、この生徒は、同学年の生徒へ自分から話しかけたり、通訳から説明をしようとしても「自分で考える」と言って自分でしたがったりするなど、自立して学ぼうとしていると聞き、とても感心しています。

#### 議題4 関係機関との連携が効果的だと考えるいじめ事案等について

会長 ここまでお話しをいただいた中にも、学校が関係機関と連携して対応してきたケースがありました。学校が、いじめに限らず、子どもへの指導の面や保護者との関係の面などで関係機関と連携することで効果的になるだろう、というのはどんなケースでしょうか。具体的なケースでなくてよいので、教えてください。

委員 学校だけでは解決できないケースがあるのは事実です。学校は、捜査機関ではありませんし、だれがしたのかを決定することはできませんし、どちらの方が悪いということも言い切れません。そして、子どもたちは納得している様子であるのに、保護者の方が不納得であるため、話が進んでいかないこともあります。そういったケースでは、学校だけで取り組むことが非常に負担があると感じ、課題です。実は、教員だけでなく、当事者の子どもたちにも負担になっているのではないかと心配になる時もあります。

委員 虐待であれば、通告して児童福祉の関係機関へつなげることができますが、虐待以外にも、福祉関係の関係機関へつなぐ必要があるのではないかと感じるケースもあります。我々の仕事は、やはり子どもが一番なので、子どものことではなく、学校と保護者との関係性の問題等になったときには、担任等の先生ではなく管理職が対応するようにしていますが、関係機関からの協力を得られたらと思ったことはあります。

委員 事案ごとに背景が違い、背景が複雑なもの、家庭の困難さの中で、子どもに課題が生まれたものがあります。ですので、関係機関とつなぎ、その家庭自体を支援していくことが必要なケースもあるため、子どもを取り巻く環境を見ることが必要です。先生たちは、子どもファーストであると感じるので、子どもたちの環境を見取るためには、私たち学校にいる福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーに相談してもらいたいです。校内にいるスクールソーシャルワーカーがよき

相談相手になれると思っています。

## 次第5. 閉会

会 長 様々なお話を聴かせていただきました。お時間となっておりますので、会議を終了いたします。では、進行を事務局にお返しいたします。

事 務 局 皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

終 了